別表第３　家庭的保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算（区分１及び区分２） ⑤ 加算率（注１） (a)	(b)	(c)	資格保有者加算 ⑥ 処遇改善等加算（区分１及び区分２） 加算率（注１） (a)	(b)
20/100地域	3号	保育標準時間認定	203,790	1,930	(a)	(b)	3.7	6,190	60	(a)	(b)
		保育短時間認定									
16/100地域	3号	保育標準時間認定	199,630	1,890	(a)	(b)	3.8	5,980	50	(a)	(b)
		保育短時間認定									
15/100地域	3号	保育標準時間認定	198,590	1,880	(a)	(b)	3.8	5,930	50	(a)	(b)
		保育短時間認定									
12/100地域	3号	保育標準時間認定	195,470	1,850	(a)	(b)	3.9	5,780	50	(a)	(b)
		保育短時間認定									
10/100地域	3号	保育標準時間認定	193,390	1,830	(a)	(b)	3.9	5,670	50	(a)	(b)
		保育短時間認定									
6/100地域	3号	保育標準時間認定	189,230	1,790	(a)	(b)	4.0	5,470	50	(a)	(b)
		保育短時間認定									
3/100地域	3号	保育標準時間認定	186,110	1,760	(a)	(b)	4.1	5,310	50	(a)	(b)
		保育短時間認定									
その他地域	3号	保育標準時間認定	182,990	1,730	(a)	(b)	4.1	5,160	50	(a)	(b)
		保育短時間認定									

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	家庭的保育補助者加算 ⑦ 利用子どもが4人以上の場合	家庭的保育補助者加算 ⑦ 利用子どもが3人以下の場合	家庭的保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨
20/100地域	3号	保育標準時間認定	32,330	320 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 38.0(c))	64,670	40,420 ＋ 400 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 8.3(c))
		保育短時間認定	28,970	280 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 19.7(c))	58,290	
16/100地域	3号	保育標準時間認定	32,330	320 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 38.0(c))	62,920	40,420 ＋ 400 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 8.3(c))
		保育短時間認定	28,970	280 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 19.7(c))	56,550	
15/100地域	3号	保育標準時間認定	32,330	320 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 38.0(c))	62,490	40,420 ＋ 400 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 8.3(c))
		保育短時間認定	28,970	280 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 19.7(c))	56,110	
12/100地域	3号	保育標準時間認定	32,330	320 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 38.0(c))	61,180	40,420 ＋ 400 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 8.3(c))
		保育短時間認定	28,970	280 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 19.7(c))	54,800	
10/100地域	3号	保育標準時間認定	32,330	320 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 38.0(c))	60,300	40,420 ＋ 400 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 8.3(c))
		保育短時間認定	28,970	280 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 19.7(c))	53,930	
6/100地域	3号	保育標準時間認定	32,330	320 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 38.0(c))	58,560	40,420 ＋ 400 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 8.3(c))
		保育短時間認定	28,970	280 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 19.7(c))	52,180	
3/100地域	3号	保育標準時間認定	32,330	320 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 38.0(c))	57,250	40,420 ＋ 400 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 8.3(c))
		保育短時間認定	28,970	280 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 19.7(c))	50,870	
その他地域	3号	保育標準時間認定	32,330	320 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 38.0(c))	55,940	40,420 ＋ 400 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 8.3(c))
		保育短時間認定	28,970	280 × (加算率(a) ＋ 加算率(b) ＋ 19.7(c))	49,560	

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	減価償却費加算 加算額 標準 ⑩	減価償却費加算 加算額 都市部 ⑩	賃借料加算	賃借料加算 加算額 標準 ⑪	賃借料加算 加算額 都市部 ⑪	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	土曜日に閉所する場合 月に１日土曜日を閉所する場合 ⑭	土曜日に閉所する場合 月に２日土曜日を閉所する場合 ⑭	土曜日に閉所する場合 月に３日以上土曜日を閉所する場合（右欄の場合を除く。） ⑭	土曜日に閉所する場合 全ての土曜日を閉所する場合 ⑭	安全計画の策定等をしていない場合（注２） ⑭a	経営情報等の報告を行っていない場合（注２） ⑭b
20/100地域	3号	保育標準時間認定	11,000	12,100	A地域	46,400	51,600	4,960	(④＋⑤＋⑧)×17/100	1,410	2,830	4,240	5,660	1,350	④×5/100
		保育短時間認定			B地域	25,600	28,400		(④＋⑤＋⑧)×18/100	1,150	2,300	3,440	4,590		
					C地域	22,300	24,800								
					D地域	20,000	22,200								
16/100地域	3号	保育標準時間認定	11,000	12,100	A地域	46,400	51,600	4,960	(④＋⑤＋⑧)×18/100	1,410	2,830	4,240	5,660	1,350	④×5/100
		保育短時間認定			B地域	25,600	28,400		(④＋⑤＋⑧)×18/100	1,150	2,300	3,440	4,590		
					C地域	22,300	24,800								
					D地域	20,000	22,200								
15/100地域	3号	保育標準時間認定	11,000	12,100	A地域	46,400	51,600	4,960	(④＋⑤＋⑧)×18/100	1,410	2,830	4,240	5,660	1,350	④×5/100
		保育短時間認定			B地域	25,600	28,400		(④＋⑤＋⑧)×18/100	1,150	2,300	3,440	4,590		
					C地域	22,300	24,800								
					D地域	20,000	22,200								
12/100地域	3号	保育標準時間認定	11,000	12,100	A地域	46,400	51,600	4,960	(④＋⑤＋⑧)×18/100	1,410	2,830	4,240	5,660	1,350	④×5/100
		保育短時間認定			B地域	25,600	28,400		(④＋⑤＋⑧)×18/100	1,150	2,300	3,440	4,590		
					C地域	22,300	24,800								
					D地域	20,000	22,200								
10/100地域	3号	保育標準時間認定	11,000	12,100	A地域	46,400	51,600	4,960	(④＋⑤＋⑧)×18/100	1,410	2,830	4,240	5,660	1,350	④×5/100
		保育短時間認定			B地域	25,600	28,400		(④＋⑤＋⑧)×19/100	1,150	2,300	3,440	4,590		
					C地域	22,300	24,800								
					D地域	20,000	22,200								
6/100地域	3号	保育標準時間認定	11,000	12,100	A地域	46,400	51,600	4,960	(④＋⑤＋⑧)×19/100	1,410	2,830	4,240	5,660	1,350	④×5/100
		保育短時間認定			B地域	25,600	28,400		(④＋⑤＋⑧)×19/100	1,150	2,300	3,440	4,590		
					C地域	22,300	24,800								
					D地域	20,000	22,200								
3/100地域	3号	保育標準時間認定	11,000	12,100	A地域	46,400	51,600	4,960	(④＋⑤＋⑧)×19/100	1,410	2,830	4,240	5,660	1,350	④×5/100
		保育短時間認定			B地域	25,600	28,400		(④＋⑤＋⑧)×19/100	1,150	2,300	3,440	4,590		
					C地域	22,300	24,800								
					D地域	20,000	22,200								
その他地域	3号	保育標準時間認定	11,000	12,100	A地域	46,400	51,600	4,960	(④＋⑤＋⑧)×19/100	1,410	2,830	4,240	5,660	1,350	④×5/100
		保育短時間認定			B地域	25,600	28,400		(④＋⑤＋⑧)×20/100	1,150	2,300	3,440	4,590		
					C地域	22,300	24,800								
					D地域	20,000	22,200								

加算部分２

処遇改善等加算（区分３） ⑮	A：処遇改善等加算（区分３）－① 49,060 ÷ 各月初日の利用子ども数 B：処遇改善等加算（区分３）－② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数	※１ 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※２ Ａ又はＢのいずれかとする

冷暖房費加算 ⑯	1 級 地	2,020	4 級 地	1,400	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 １級地～４級地：寒冷地手当法別表に規定する１級地～４級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当法別表に規定する４級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域 その他地域：１級地～４級地及び激変緩和地域以外の地域
	2 級 地	1,790	激 変 緩 和 地 域	1,050	
	3 級 地	1,770	そ の 他 地 域	120	

除雪費加算 ⑰	6,620	※３月初日の利用子どもの単価に加算

降灰除去費加算 ⑱	171,160÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

施設機能強化推進費加算 ⑲	100,000（限度額）÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

栄養管理加算 ⑳	A	基本額 処遇改善等加算（区分１及び区分２） （ 88,400 ＋ 880 ×（ 加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 7.5（c） ）） ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 Ａ：Ｂを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 Ｂ：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 Ｃ：Ａ又はＢを除き、栄養士等を嘱託等している施設
	B	基本額 処遇改善等加算（区分１及び区分２） （ 50,000 ＋ 500×（加算率（a）＋加算率（b）） ） ÷各月初日の利用子ども数	
	C	基本額 10,000 ÷各月初日の利用子ども数	

第三者評価受審加算 ㉑	150,000÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

療育支援加算 ㉒	A	60時間以上	150,450 ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 Ａ：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 Ｂ：障害児受入施設 ※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。
	B	30時間以上60時間未満	75,220 ÷各月初日の利用子ども数	

保育ＩＣＴ推進加算 ㉓	180,000÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

（ 注１ ）処遇改善等加算（区分１及び区分２）の加算率において、（a）は第１条第17号の基礎分における職員１人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員１人当たりの平均経験年数に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第２又は別表第３に規定する割合をいう。

（ 注２ ）令和８年度においては７月から加減調整する。